

論文の内容の要旨

論文題目 特許審決取消訴訟基本構造論

氏 名 大淵哲也

1. 本論文は、行政訴訟の一つである特許審決取消訴訟の基本構造を解明し、これによって、理論的にも実務的にも大きな論争点となっている特許審決取消訴訟の審理範囲の点について、徹底的かつ総合的な分析を行うものである。具体的には、知的財産法の分野における唯一の最高裁判所大法廷判決である最大判昭和51年3月10日民集30巻2号79頁による無効理由・拒絶理由ごとの一律の審理範囲制限の法理についての批判的検討を主眼としている。特許審決取消訴訟は、特許法の手続法的側面において極めて重要なものでありながら、その基本構造については、従前本格的な分析検討が行われていなかったといっても過言ではなく（むしろ、昭和51年最大判は裁判官全員一致の大法廷判決であるためか、絶対的なものとしていわば神聖視されてきたのが実情である）、これが、昭和51年最大判による硬直的な審理範囲制限に起因する、著しい手続遅延等の弊害を生む主な要因となっているように見受けられる。この意味で、特許審決取消訴訟の基本構造の解明は、緊急の課題である。

本論文の特徴としては、次の2点を挙げることができよう。まず、本論文のテーマの解明に当たり、知的財産法のみならず、行政法・行政訴訟法を含めた関連分野すべてにわたる徹底的かつ総合的な分析検討を行っていることである。次に、このような分析検討の前提として、比較法研究を非常に重視しており、本論文のテーマの解明に不可欠なドイツ法、オーストリア法、米国法、英国法等のすべてを網羅した「多角的比較法研究手法」ともいうべき研究手法によっていることである。その上、これら各国法等においても、知的財産法のみならず、一般法たる民事訴訟法一般ないし行政訴訟法一般にまで遡った分析検討を加えている。

2. 本論文は、3編からなるものであり、序論の第1編に引き続き、第2編においては、検討の前提となる比較法研究等を行い、そして、これを踏まえた上で、本論たる第3編において、特許審決取消訴訟の基本構造についての検討を行うという構成となっている。

3. 第2編では、比較法研究等として、ドイツ法、オーストリア法、米国法、英国法、欧州特許条約等の研究を行っている。これらの各国法制の研究に当たっては、既に述べたとおり、一般法たる民事訴訟法一般ないし行政訴訟法一般にまで遡った徹底的かつ総合的な分析検討が加えられている。その結果、各国の特許争訟（我が国の特許審決取消訴訟に対応するもの。以下、同じ）に関して、次のような極めて重要な知見ないし視点が得られた。

すなわち、米国法、英国法の特許争訟の場合には、英米法型のappeal（ないしreview）の概念を前提として、事後審性の強いものとなっているし、オーストリア法の特許争訟の場合には、同国の民事訴訟法等の大きな特色である更新禁止（Neuerungsverbot）の原則のために、事後審性の強いものとなっている。このように、これらの法制においては、特許争訟についての議論の出発点たる一般則（民事訴訟法一般ないし行政訴訟法一般）のルール自体が既に

事後審性の強いものとなっており、そのために、新たな提出（審理範囲）につき高度に制限的なものとなっているのであって、これらの国における特許争訟関係において審理範囲が制限的であることは、上記の意味においては、いわば必然的ともいうべきものである。この意味では、これら3国の法制については、本論文のテーマに関する比較法研究の対象素材として元々大きな限界のあるものといえよう。

これに対して、ドイツ法の特許争訟の場合には、議論の出発点たる民事訴訟法のルールとしては、まさしくドイツ・日本型、すなわち、続審型の控訴審（ないし抗告審）のルールとなっているものであり、本論文のテーマに関する比較法研究の対象素材として、ふさわしいものである。

以上のように、米国法、英国法、オーストリア法の場合には、事後審性の強いものとして、一般ルールと特許争訟のルールとが一貫しており、これに対して、ドイツ法の場合には、続審性（非事後審性）の強いものとして、一般ルールと特許争訟のルールとが一貫しているのである。

これに対して、日本法の場合には、後に述べるとおり、議論の出発点たる行政訴訟法の一般理論としては、原則として、審理範囲の制限のないルールでありながら、特許争訟に至るや、理由らしい理由もなくして、突如として、非常に厳格な審理範囲制限を課す判例のルールとなってしまっているのである。このような法体系全体での一貫性の欠けるルールは、比較法的にみても特異なものである。

4. 第3編では、以上のような基礎法研究を踏まえた上で、本論である特許審決取消訴訟の基本構造について検討を展開している。第3編では、第1章の序論を経て、第2章において、取消訴訟の審理範囲の点を中心とする行政訴訟の一般理論についての整理検討がなされる。この第2章は、本論文の中心である第3章の大前提をなす非常に重要な部分であるが、序論である第1節のほか、訴訟物（第2節）と提出制限（第3節）の検討から構成される。行政訴訟（取消訴訟）の審理範囲については、訴訟物（の客観的範囲）により外枠が画され、その外枠の範囲内でも、特別の提出制限ないし審理範囲制限が肯定される場合であれば、その限度で、審理範囲も制限されるという基本的な構造となっている。本論文においては、これらの行政訴訟一般の理論の検討は中心的論点ではないが、断片的に語られることの多かった、訴訟物や提出制限（審理範囲制限）に関する判例通説の見解を集大成し、その立場が、解釈論として理論的にも一貫性があって無理がなく、実際上の帰結としても難のないものであることを示したことの意義は小さくはないものと解される。

5. 第3編の第3章では、第2章で整理検討された行政訴訟（取消訴訟）の一般理論を、行政訴訟（取消訴訟）である特許審決取消訴訟にも適用した上で、これとは異なる特則が特許審決取消訴訟につき、成り立つ余地があるか否かを検討するという形で議論を展開している。

第1節の序論から始まり、昭和51年最大判法理（第2節）、訴訟類型〔補論〕（第3節）の各点を論じた上で、第4節では、特許審決取消訴訟の訴訟物につき、取消訴訟の前記一般理論を踏まえつつ、本格的に論じており、その結果、特許審決取消訴訟の訴訟物も、取消訴訟の一般理論と同様に当該処分たる当該審決の違法性一般であって、よって、訴訟物を理由としては、昭和51年最大判法理のような審理範囲の制限を導くことはできないとの帰結が導かれる。（なお、第5節では、この訴訟物と密接な関連を有する判決効等の点についても触れている。）

以上のように、訴訟物を理由としては審理範囲制限というものが導けないこととなると、審理範囲制限の可能性として残るのは、提出制限の点である。これについては、無効審判、拒絶査定不服審判に共通のものと、それぞれに固有のものがあり得るので、それぞれ、第6節、第7節において検討している。

6. 第6節では、上記各審判に共通の提出制限の可能性につき、①「審決」理論、実質的証拠法則、②裁決主義・審級省略、③理由付記、④特許法167条の効力の客観的範囲との関係における整合性の議論等は、いずれも、提出制限ないし審理範囲制限の根拠となり得るものではないことが導かれている。そして、これら以外の理論的可能性としては、⑤審判前置主義等の趣旨の没却等の点が挙げられるが、これについても、昭和51年最大判のような無効理由・拒絶理由ごとの一律の提出制限（審理範囲制限）を導き得るものではないことが示されている。

ただし、第7節では、拒絶審決取消訴訟に固有な提出制限として、現行法上の特殊性（審決取消訴訟段階ではクレーム等の補正の機会が一律に封じられているために、審決取消訴訟段階で初めて新たな拒絶理由が提出されると、これに対してクレーム等の補正で対抗するという出願人の手続的な機会を奪うこととなり得る）に起因する提出制限の可能性はあり得ることが示されている。しかしながら、このような提出制限の可能性は、昭和51年最大判における提出制限とは、趣旨のみならず、範囲等についても同じものではなく、昭和51年最大判自体を基礎付けるものではない。

なお、第8節では、代表的な異説に対する批判的検討を展開している。

7. 第9節では、以上を踏まえて、審理範囲等の点についての総括及び今後の展望につき論じている。ここでは、各論点の総括的な整理のほか、昭和51年最大判による一律の審理範囲制限のルールによって生ずる実際上の弊害（特許庁審判部と東京高等裁判所（審決取消訴訟）との間のいわゆるキャッチボール現象による著しい手続遅延等）についての分析評価がなされている。また、昭和51年最大判は関連重要最高裁判例（キルビー事件最判（平成12年4月1日民集54巻4号1368頁）等）と関係では実質的に不整合である旨の指摘も厳しくなされている。

そして、以上をすべて総合した上で、昭和51年最大判による一律の審理範囲制限のルールは、①法的根拠を欠くものであり、②比較法的にも（法体系全体として把握する限り）特異なものであり、③実際上においても深刻な弊害を生ずるものであり、また、④関連重要最高裁判例との間の実質的不整合も顕著であることからして、可及的速やかに、判例変更によるかその旨の立法によるかは別として、否定されるべきものであると結論付けられている。

8. 以上においては、現行法の解釈論が中心であるが、第10節では、特許審決取消訴訟制度の将来像についての立法論的検討がなされている。